

自動証明写真機設置に関する仕様書

- 1 自動証明写真機（以下「写真機」という。）の設置場所
別紙「自動証明写真機設置場所（平面図）」を予定している。
- 2 写真機の規格及び条件
 - (1) 大きさ
幅1,500mm、奥行き1,000mm、高さ2,200mm以内で必要な寸法とする。
 - (2) デザイン
施設と調和するデザインとし、本市と協議の上決定する。
 - (3) 機能
 - ア 写真サイズは、住民基本台帳カード、特別永住者証明書の申請、旅券（パスポート）の発給申請、運転免許証の申請、個人番号カード交付申請等に使用する証明写真に対応すること。
 - イ 外国人の利用に配慮し、日本語の他英語を含む多言語対応とすること。
 - ウ 個人番号カードの電子申請に対応すること。
 - エ 新旧500円硬貨及び1,000円、5,000円、10,000円紙幣が使用できること。
 - オ 販売価格は、市場価格に準じ、適正な価格で提供すること。
 - カ 領収書の発行機能を有していること。
- 3 設置及び撤去の条件
 - (1) 写真機の設置、撤去、原状回復及び移設に係る費用は、全て設置者が負担すること。
 - (2) 写真機の設定に当たっては、日本工業規格（JIS規格）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を講ずるとともに、本市庁舎の躯体に負担がかからないよう配慮すること。
 - (3) 施工に当たっては、設置予定写真機について本市と十分に協議し、施工後に本市の確認を受けること。
 - (4) 貸付期間中に写真機の移設又は撤去の必要性が生じた場合は、速やかに本市の指示に従うこと。
 - (5) 契約期間満了の日までに写真機を撤去すること。

4 電気使用料の徴収

- (1) 写真機の運用に伴う電気使用料は設置者が負担すること。
- (2) 電気使用料の算定に当たっては、計量機器（子メーター）を設置し、その指示値により計算した実費相当額を、蒲郡市が指定する期限までに全額納付すること。
- (3) 電気使用量を計測する子メーターを設置する費用は、設置者において負担すること。

5 売上状況の報告

利用件数及び売上金額等について、毎月の件数・金額を報告書にまとめ、翌月の15日までに本市へ報告すること。

6 維持管理責任

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- (1) 消耗品補充、金銭管理等写真機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- (2) 定期的に運用上の安全面について確認すること。
- (3) 写真機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の責任において対応するとともに、写真機本体に設置者の名称及び連絡先を明記し、緊急時に対応可能な連絡先についても、事前に本市に届けること。
- (4) 写真機の設置によって第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置者が補償をすること。
- (5) 写真機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとする。
- (6) 本市は、本市の責によることが明らかな場合を除き、当該写真機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないものとする。
- (7) 写真機が毀損、汚損又は紛失したときは、設置者が速やかに復旧し、このことに係る全ての経費を負担すること。

7 その他

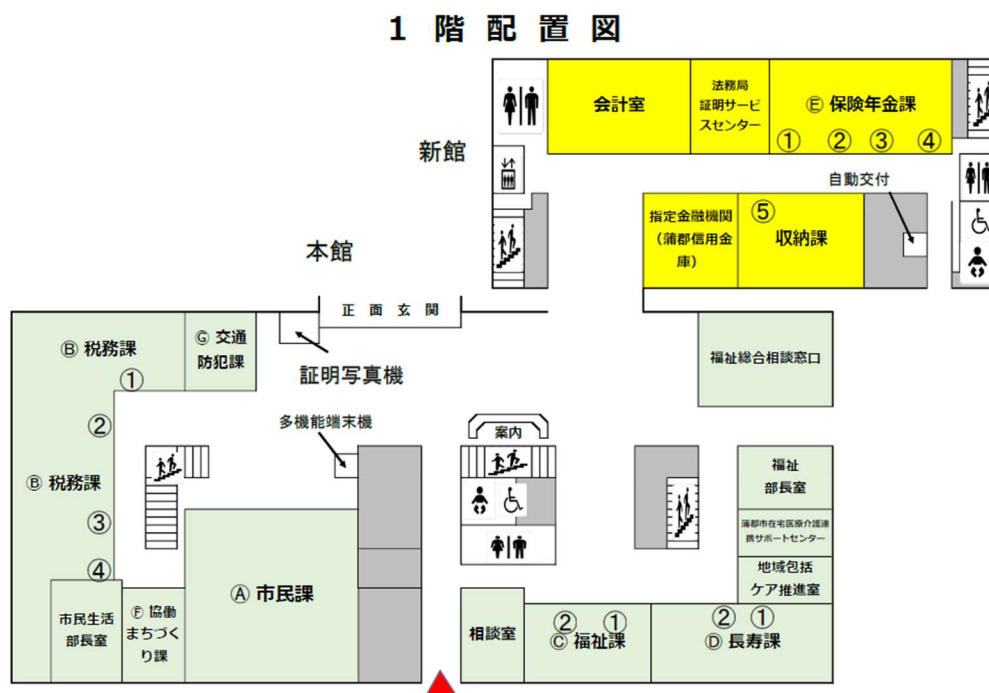
本仕様書に定めのない事項については、本市と設置者の間で協議の上、決定するものとする。

(別紙)

自動証明写真機設置場所

設置場所	所在地	貸付面積 (上限)	台数
蒲郡市役所 本館 1 階ロビー	蒲郡市旭町 17 番 1 号	1,500 mm (幅) ×1,000 mm (奥行 き)	1 台

蒲郡市役所 本館 1 階 ※イメージ平面図



※ コンセント等電源設備あり